

公務上のケガや病気は組合員証で受診できません

公務や通勤によるケガや病気の治療は、地方公務員災害補償基金（以下「公災基金」といいます）が療養補償を行い、共済組合は、給付できないことになっています。従って、ケガや病気の原因が公務や通勤によるものであることが明らかな場合は、組合員証を使用できません。医療機関の窓口で公務上であることを申し出てください。ただし、一部の医療機関では、公務上と認定されるまでの間は、組合員証を使用した保険診療の扱いをすることがありますので、この場合は医療機関の指示に従ってください。公務や通勤によるものと判断できない場合は、一時的に組合員証で受診してもかまいませんが、公務上と認定されたらすぐに療養補償に切り換えるよう医療機関に申し出てください。

本人の恣意的な転医は認められません

療養補償を受けられるのは、公災基金が認定した医療機関だけです。転医が認められるのは、医師の指示により別の医療機関へ変わることなどで、この場合は転医届を提出します。普段から通院しているから等の本人の恣意的な理由で医療機関を変えることは認められませんのでご注意ください。公災基金が認めない医療機関で受診した場合の医療費は、全額（共済組合負担7割分+本人負担3割分）自己負担です。

40歳以上65歳未満の組合員の皆さんへ

平成18年度の介護掛金率が決定しました

医療保険者である共済組合は、介護保険に要する費用として、40歳以上65歳未満の組合員である第2号被保険者から介護掛金を、また、所属所から介護負担金を徴収し、社会保険診療報酬支払基金へ介護納付金として納付します。社会保険診療報酬支払基金では、すべての医療保険者から集まった介護納付金を一定の交付率で全国の市町村に交付し、介護保険のサービス費用に充当されます。

本年度の介護保険に要する費用が昨年度より引き上げられた結果、平成18年度の介護掛金率は、次のようになりました。

本年度共済組合が支払う介護納付金額 6億8,679万円

介護掛金率

	期末手当等の率	毎月の率
一般・特定消防	4.65‰	5.8125‰
特別職・市町村長	4.65‰	4.65‰